

○桐生市立小中学校の通学区域一覧

小学校	⇒	中学校
西 小 学 校	⇒	中央中学校
南 小 学 校		
東 小 学 校	⇒	清流中学校
北 小 学 校		
菱 小 学 校		
境 野 小 学 校	⇒	境 野 中 学 校
広 沢 小 学 校	⇒	広 沢 中 学 校
梅 田 南 小 学 校	⇒	梅 田 中 学 校
相 生 小 学 校	⇒	相生中学校
天 沼 小 学 校		
川 内 小 学 校	⇒	川 内 中 学 校
桜 木 小 学 校	⇒	桜木中学校
神 明 小 学 校		
新 里 中 央 小 学 校	⇒	新 里 中 学 校
新 里 東 小 学 校		
新 里 北 小 学 校		
黒 保 根 小 学 校	⇒	黒 保 根 中 学 校

◆指定学校の変更等について

1 指定変更

桐生市教育委員会では、桐生市立小学校・中学校通学区域（平成元年1月教育委員会告示第1号）により、市立小中学校の通学区域を定めていますが、①通学区域の学校へ通うことが難しい場合、②一定の要件を満たし、保護者からの申立てを桐生市教育委員会が認めた場合、通学校を変更することができる。

2 区域外就学

①居住地の実態は市内であるが、住民票は市外にある場合、②市外に転出したものの、市内の学校へ通学を希望する場合、一定の要件を満たし、保護者からの申立てを教育委員会が認めた場合、市内学校へ就学することができる。

3 「一定の要件」

(1) 地理的理由

- ・指定学校変更許可区域である場合（別表参照）

(2) 精神及び身体的理由

- ・児童生徒の社会的適応性が乏しく、指定校での就学が精神的に耐えられないと客観的に予測できる場合（「医師の証明書」または「学校長の意見書」が必要）。
- ・児童生徒の身体的理由により、現在校での就学が適当と認められる場合（「医師の証明書」または「学校長の意見書」が必要）。

(3) 保護者の仕事上の理由

- ・保護者が仕事により帰宅時間が遅く、また、他に児童生徒を保護する者がいない場合で、他の学校区の祖父母宅や保護者の就業先等に児童生徒を預ける場合（「在職証明」、「預かり証明」等が必要）。

(4) 家屋の新築等による理由

- ・現在、他の学校区に家屋を新築中であり、住宅資金の借入れ等の理由により、既に住所変更をしたが、実質的な居住がまだ不可能な場合（「建築証明」の写しが必要）。
- ・現在、他の学校区に家屋を新築中であり、近い将来その住居に転居が予定されているため、あらかじめその地区の学校への就学を希望する場合（「建築証明」の写しが必要）。
- ・近い将来、他の学校区内のアパート等へ転居が予定されているため、あらかじめその地区の学校への就学を希望する場合（「入居証明」の写しが必要）。

(5) その他

- ・学期途中で転居した場合、その学期末まで現在校で許可する。
- ・小学校6年生、中学校3年生の学期途中で転居した場合、その学年末（卒業）まで許可する。
- ・兄姉が指定変更を受けている場合、兄姉が卒業するまでの期間に限り、弟妹も同じ学校で指定変更を許可する。
- ・保護者が長期療養等により、児童生徒を保護することができない場合。
- ・災害や保護者の信仰等の理由により、一時的に住所を変更した場合。
- ・その他、真にやむを得ないと認められる場合。

別表 指定学校変更許可区域一覧

町会名	指定小学校	変更許可 小学校	指定中学校	変更許可 中学校
本町六丁目町会の一部	南小	西小	—	—
巴町一丁目町会	南小	西小	—	—
巴町二丁目町会	南小	西小	—	—
元宿町東町会	南小	西小	—	—
元宿町西町会	南小	西小	—	—
宮本町第二町会	北小	西小	中央中	清流中
宮本町第三町会	北小	西小	中央中	清流中
宮本町第四町会	北小	西小	中央中	清流中
境野町殿林町会	境野小	南小	境野中	中央中
相生町二丁目町会の一部	相生小	桜木小	相生中	桜木中
	相生小	天沼小	—	—
	相生小	桜木小	相生中	桜木中
菱町一丁目町会の一部	菱小	境野小	清流中	境野中
	菱小	東小	—	—
菱町三丁目町会の一部	菱小	東小	—	—
菱町五丁目町会の一部	菱小	北小	—	—

(注) 指定学校の変更許可は、基本的には住所地の町会によるが、「〇〇町会の一部」と表記されている場合は、当該町会が全て該当する訳ではないため、住所地が指定変更許可区域に該当するか否かは、学校教育課学事係に確認する必要があります。